新宿区消費者活動促進等事業助成要綱

18新地商消第1292号　平成19年3月30日　地域文化部長決定

（目的）

第１条　この要綱は、消費者の消費生活に関して自立を支援するために自主的な活動を行う団体等（以下「消費者団体」という。）が行う公益性ある事業に対して、新宿区（以下「区」という。）がその活動経費の一部を助成する新宿区消費者活動促進等助成（以下「助成」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって消費者活動を促進し、区民に対する正しい知識の普及を図ることを目的とする。

（対象団体）

第２条　助成の対象となる消費者団体は、次に掲げる団体とする。

　(1)　新宿区立消費生活センター条例施行規則第14条の要件に該当する団体

　(2)　区の消費者行政に協力する団体

　(3)　区内で活動するボランティア・ＮＰＯ等の社会貢献的活動団体

　(4)　その他区長が適当と認める団体

（対象事業）

第３条　助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、助成を受けようとする年度内において行われるものであって、公益性のあると認められる活動で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

　(1)　消費者市民社会及び消費生活に関する学習、講演会等の活動

　(2)　消費者市民社会及び消費生活に関する調査・研究等の活動

　(3)　消費者市民社会及び消費生活に関する普及啓発活動

　(4)　消費者の利益等に資する活動

　(5)　その他区長が適当と認める活動

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は除く。

　(1)　当該事業について、区又は国の機関等の他の助成制度等により助成金等を受けている事業

　(2)　営利、政治的活動及び宗教的活動を主とする事業

（公募等）

第４条　区長は、一定の期間を定め、助成金の交付を受けようとする消費者団体（以下「申請団体」という。）を一斉に公募（以下「一斉公募」という。）するものとする。

２　一斉公募により助成金の交付を受けることとなった対象事業に対する助成金額の合計額が予算額に満たないときは、区長は、一斉公募を終了した後も予算の範囲内において随時募集することができる。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、対象事業に要した経費の合計額の３分の２の額の範囲内で１事業２０万円を上限とし、年間助成額は、１団体４０万円を上限とする。ただし、実負担額の範囲内とし、百円未満の端数は切り捨てるものとする。

２　対象事業のうち助成の対象と認める経費は、別表に定めるもののうち当概年度内に支出した経費とする。

（助成金の交付の申請）

第６条　申請団体は、新宿区消費者活動促進等事業助成金交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。

　(1)　団体の会則・規約等

　(2)　申請事業の当該年度の事業計画書及び収支予算書

　(3)　その他必要と認められる書類

（助成金の交付の決定等）

第７条　区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

２　区長は、助成金を交付することを決定したとき又は助成金を交付しないことを決定したときは、新宿区消費者活動促進等事業助成金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により申請団体に通知するものとする。

３　区長は、助成金を交付することを決定するに当たり、必要な条件を付することができる。

（審査会）

第８条　前条第１項に規定する決定は、新宿区消費者活動促進等事業助成審査会（以下「審査会」という。）に諮って、区長が行うものとする。

（対象事業の内容変更等）

第９条　助成金の交付の決定を受けた申請団体（以下「交付団体」という。）は、当該助成金の交付の決定を受けた対象事業の内容を変更し、又は対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、消費者活動促進等事業変更等申請書（第３号様式）により、予め区長の承認を受けなければならない。ただし、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限り、当該助成金の交付の決定を受けた対象事業の内容を変更し、又は対象事業を中止し、若しくは廃止した後に区長の承認を受けることができる。

（実績報告）

第１０条　交付団体は、対象事業の実施後速やかに新宿区消費者活動促進等事業助成金実績報告書(第４号様式。以下「実績報告書」という。）により、当該事業の実績に関し区長に報告しなければならない。

２　区長は、前項に規定する実績の報告を受けたときは、当該実績報告書の内容を確認し、必要があるときは交付団体に対して調査を行うことができる。

（助成金の額の確定）

第１１条　区長は、前条第１項の実績報告書に基づき、交付すべき助成金の額を確定し、新宿区消費者活動促進等事業助成金確定通知書（第５号様式）により交付団体に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第１２条　交付団体は、前条の通知を受けたときは、新宿区消費者活動促進等事業助成金請求書（第６号様式）を区長に提出し、当該助成金を請求する。

　２　区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第１３条　区長は、次のいずれかに該当したときは、交付団体に対し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

　(1)　交付団体の助成金の交付の申請又はその使途に不正があったとき。

 (2) その他区長が、返還が妥当と判断したとき。

２　区長は、前項の規定による命令は、返還すべき期限を記した新宿区消費者活動促進等事業助成金返還命令書（第７号様式）により行うものとする。

（交付の決定の取消）

第１４条　区長は、交付団体が次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1)　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

　(2) 法令等及びこの要綱の規定に違反したとき。

２　区長は、前項により交付の決定を取り消したときは、消費者活動促進等事業助成取消通知書（第８号様式）により交付団体に通知するものとする。

（書類等の保管）

第１５条　交付団体は、対象事業に係る収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成を受けた日の属する会計年度の終了後５年間は保管しなければならない。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２０年４月１７日から施行する。

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。